

令和3年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的に、住居費および引越費用の一部について、予算の範囲内で令和3年度草津市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月10日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和3年1月1日から令和4年3月10日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内で新たに住宅を購入し、または賃借する契約に関する費用のうち、購入費、賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料（生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあつてはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては住宅手当分に相当する額、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象部分がある場合にあつては当該支援対象部分に相当する額を除く。）をいう。
- (3) 引越し費用 令和3年1月1日から令和4年3月10日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内の住宅に引越しする際に要した費用のうち、引越し業者または運送業者へ支払った費用をいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体または民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所となっている新婚世帯
- (2) 婚姻日において、年齢が夫婦ともに39歳以下である新婚世帯
- (3) 夫婦の所得（夫婦に係る令和2年分（令和3年5月31日までに婚姻届が受理された場合は令和元年分の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号の合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）を合算した金額。以下同じ。）が400万円未満（貸与型奨学金の返済がある場合にあつては夫婦の所得からその返済した額を控除した金額、夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合にあつては離職した者について所得なしとして夫婦の所得を算出した金額が400万円未満）である世帯
- (4) この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない世帯
- (5) 交付申請の時点において、夫婦いずれの者も、納期限が到来している草津市税および国民健康保険税を滞納していない世帯

2 前項に規定するもののうち、夫婦の双方または一方が、本市、他市区町村または都道府県におけるこの要綱と同様の趣旨による給付を受けている世帯は、同項の規定にかかわらず補助対象者としな

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費と引越し費用を合算した金額に相当する額とし、1世帯当たりの限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 婚姻日における年齢が、夫婦ともに29歳以下である新婚世帯 60万円
- (2) 前号以外の新婚世帯 30万円

2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、草津市結婚新生活支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
- (2) 住民票(申請に係る住宅の住所に居住している者に限る。)
- (3) 令和3年度(令和2年分)所得・課税証明書(令和3年5月31日までに婚姻届が受理された場合は令和2年度(令和元年分)所得・課税証明書)
- (4) 本人の口座が特定できるものの写し
- (5) 物件の売買契約書および領収書その他の支払が確認できる書類(以下「領収書等」という。)の写し(住居費(物件の購入に係る費用に限る。)の補助金の交付を申請する場合に限る。)
- (6) 物件の賃貸借契約書および領収書等の写し(住居費(物件の賃貸借に係る費用に限る。)の補助金の交付を申請する場合に限る。)
- (7) 住宅手当支給証明書(別記様式第2号)(住居費(物件の賃貸借に係る費用に限る。)の補助金の交付を申請する場合に限る。)
- (8) 引越しに係る領収書等の写し(引越し費用の補助金の交付を申請する場合に限る。)
- (9) 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの(貸与型奨学金を返済していた場合に限る。)
- (10) 離職票の写しまたは退職証明書(離職した場合に限る。)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、規則第6条に規定する通知(以下「決定通知」という。)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知により、規則第14条に規定する額の確定通知をしたものとみなす。

5 第1項の規定による交付申請は、令和4年3月10日までに行わなければならない。
(補助金の請求および交付)

第6条 申請者は、決定通知を受け取った場合は、速やかに規則第16条第1項の請求書(以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

2 この要綱は、令和3年1月1日以後に発生した住居費および引越し費用に適用する。

3 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

4 令和2年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱(令和2年草津市告示第169号)は、廃止する。